

政策目標Ⅱ－1. 日常生活が便利で快適なまち

施策目標Ⅱ－1－2

公共交通機関や道路が整備され、安全で便利な生活ができる

目標達成に向けて！

◆基本方針

本市は、JRや琴電などの鉄道や民間路線バス、コミュニティバスなどの陸上交通機関、さらに島と島、島と陸地部を結ぶ定期船などの海上交通機関が整備されています。また、国道・県道や市道が整備され、地域の産業や市民生活にとって重要な役割を担っていますが、一部ではまだ整備不十分な箇所が見られます。

今後、市内の道路交通網をさらに整備するとともに、道路のバリアフリー化などユニバーサルデザインの視点に立ち、すべての市民が安全で便利な暮らしができるまちをめざします。また、お年寄りなどの移動手段の確保や、市民の日常生活を支える交通手段として、コミュニティバスなどの公共交通機関や離島航路の確保に努めます。

◆主要な施策と主な事業

安全で便利な生活ができるために、以下の施策を進めます。

●公共交通の整備

民間路線バスや離島交通を確保し、コミュニティバスを運行します。

- ・コミュニティバスの運行
- ・離島航路の確保

●道路の整備

国道・県道の拡幅、歩道の設置、バリアフリー化や都市計画道路、地域間の幹線道路、市民生活に必要な生活道路の整備などを行います。

- ・国道の整備（32号、438号の改築）
- ・県道の整備（長尾丸亀線、岡田丸亀線等の改築）
- ・市道の整備（中津土器線（さぬき浜街道）・御供所地区環境整備、南部の幹線道路等の改築）

◆成果指標

目標達成に向けた 施 策		公共交通の整備		
達成度を測るための 指 標		基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度) 将来目標値 (平成 28 年度)
コミュニティバスの 年間乗車人数		203,308 人	↗	215,500 人 226,300 人
協 創	市民の役割	・公共交通機関を積極的に利用する。		
	市(行政)の役割	・利用しやすい公共交通機関を整備し、利用促進を図る。		

目標達成に向けた 施 策		道路の整備		
達成度を測るための 指 標		基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度) 将来目標値 (平成 28 年度)
市道整備延長		47.2km	↗	49.6km 53.5km
※幅員 2m 以上の歩道を設置している市道の延長				
市道のバリアフリー化 整備延長		2.3km	↗	6.6km 11.4km
※バリアフリー化された市道の延長				
協 創	市民の役割	・道路の整備と維持管理に協力する。		
	市(行政)の役割	・生活の安全と利便性を考慮し、緊急性の高いものから計画的に道路を整備する。 ・定期的に道路パトロールなどを行い、破損箇所、危険箇所を発見した場合は早急に対処し、道路の安全を確保する。		

政策目標Ⅱ－1. 日常生活が便利で快適なまち

施策目標Ⅱ－1－3

- 上下水道が整備され、快適で文化的な生活ができる

目標達成に向けて！

◆基本方針

上水道や下水道をはじめとする各施設は、市民の快適で文化的な暮らしを支える都市基盤として必要不可欠な施設です。

水道施設を整備し、良質な水道水の安定した供給に努めるとともに、下水道を計画的に整備し、市民の豊かで快適な生活の確保と、自然環境の保全に努めます。

◆主要な施策と主な事業

快適で文化的な生活ができるために、以下の施策を進めます。

●上水道の整備

災害に強く安全な水を安定して供給するため、新たな水源を確保するとともに、浄水場の施設を計画的に整備更新し、老朽化した配水管の更新や連絡管を整備します。

- ・老朽管の更新
- ・水道施設の整備

●生活排水処理施設の整備

管きょやポンプ場、処理場など下水道施設を整備し、下水道普及率の向上に努めるとともに、下水道への接続を啓発し、水洗化率の向上を図ります。また、合併処理浄化槽設置の促進を図ります。併せて、雨水幹線水路で越水による浸水を防止するための対策を検討します。

- ・公共下水道の整備
- ・農業集落排水施設の整備
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・下水処理場等の再構築整備
- ・浸水対策の検討

◆成果指標

目標達成に向けた 施 策	上水道の整備			
達成度を測るための 指 標	基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度)	将来目標値 (平成 28 年度)
更新できていない老朽管 の延長	12, 810m	↓	8, 550m	6, 060m
協 創	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 水は限りのある資源であることを認識し、節水に努める。 		
	市(行政)の役割	<ul style="list-style-type: none"> 経営計画に沿って、効率的な水道事業経営を行う。 水質検査を徹底し、安全な水の供給に努める。 老朽管を計画的に更新し、災害に強く安定した水の供給に努める。 節水の啓発を行う。 		

目標達成に向けた 施 策	生活排水処理施設の整備			
達成度を測るための 指 標	基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度)	将来目標値 (平成 28 年度)
下水道普及率	(下水道) 43. 5% (農集排) 2. 2%	↗	(下水道) 48. 8% (農集排) 2. 9%	(下水道) 53. 0% (農集排) 3. 1%
※公共下水道・農業集落排水施設を利用できる市民の割合				
水洗化率	(下水道) 88. 5% (農集排) 75. 6%	↗	(下水道) 91. 0% (農集排) 82. 0%	(下水道) 93. 0% (農集排) 86. 8%
※公共下水道・農業集落排水施設を利用できる区域で、接続している 市民の割合				
合併処理浄化槽設置補助 基数	3, 210 基	↗	5, 700 基	7, 800 基
協 創	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 下水道への接続に努め、正しい利用を心がける。 		
	市(行政)の役割	<ul style="list-style-type: none"> 計画に沿って、効率的な下水道施設の整備・維持管理を行う。 下水道の普及啓発を行い、水洗化率の向上に努める。 		